

# 中小企業振興資金融資制度経営安定化資金

## 1 目的

市内中小企業の経営基盤の安定と企業体質の改善を図るとともに、一時的な売上減少等に対応するための資金の貸付けを行うことを目的とする。

## 2 融資対象者

- ・市内において、1年以上同一事業を営んでいる者
- ・納期の到来している市税を完納している者
- ・借入計画が適当である者
- ・次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者
  - (1) 福島県信用保証協会の無担保無保証人制度保証を受けた者
  - (2) 最近3か月の売上高が、前年同期と比較して、5%以上減少している中小企業者

※ 最近3ヶ月の売上高A 前年同期売上高B

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \geq 5\%$$

## 3 資金使途

運転資金、設備資金

## 4 融資限度額

1企業2,000万円以内

## 5 融資期間

(1) 5年以内、(2) 10年以内  
※1年以内の据え置き可

## 6 融資利率

一般 1.5%以内  
市工業製品認定企業 1.4%以内

## 7 信用保証

必要に応じて、信用保証を付する。

## 8 返済方法

元金均等返済又は一括返済  
ただし、元金一括返済の場合は、借入期間を1年以内とする。

## 9 保証人及び担保

必要に応じて

## 10 申込の際に必要な書類（金融機関に提出する書類）

- ・融資申込書（第1号様式）
- ・売上高・売上総利益・営業利益台帳（第3号様式） ※ 融資対象(1)の場合不要
- ・決算書又は青色申告書
- ・納税証明書 ※ 融資対象(1)の場合は所定の用紙で最近2か年分
- ・許認可、登録を必要とする業種についてはその許認可証又は登録証の写  
※ 融資対象(2)の場合不要
- ・法人の場合は登記簿謄本・定款
- ・設備資金の場合は見積書等
- ・その他必要書類

## 11 補助制度

信用保証料補助（20万円限度）、利子補給（年利率1%相当額を2年間補助）が適用されま  
す。